

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成22年2月25日(2010.2.25)

【公表番号】特表2009-525437(P2009-525437A)

【公表日】平成21年7月9日(2009.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2009-027

【出願番号】特願2008-552766(P2008-552766)

【国際特許分類】

F 16 B 35/00 (2006.01)

F 28 D 15/02 (2006.01)

【F I】

F 16 B 35/00 Y

F 28 D 15/02 K

F 16 B 35/00 A

F 16 B 35/00 R

F 16 B 35/00 J

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月7日(2010.1.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下方端部(10)と上方端部(9)を備え、第1の構成部材(4)を第2の構成部材(5)と接続するためのボルト(6)であって、

前記ボルト(6)は、その長さ方向(7)に沿って中空空間(8)を有し、

前記中空空間(8)は前記下方端部(10)に、コップ状の中空空間(8)を形成するための底部(11)を有し、前記中空空間(8)は媒体(12)が充填されるように構成されているボルト。

【請求項2】

請求項1記載のボルト(6)であって、

前記中空空間(8)は孔部として構成されているボルト。

【請求項3】

請求項2記載のボルト(6)であって、

前記中空空間(8)の壁(13)の一部は、前記上方端部(9)を越えて突出しているボルト。

【請求項4】

請求項3記載のボルト(6)であって、

前記上方端部(9)を越えて突出する壁(13)は、該ボルト(6)内に存在する壁(14)の部分と少なくとも同じ長さであるボルト。

【請求項5】

請求項1、2、3または4記載のボルト(6)であって、

前記中空空間(8)は閉鎖されているボルト。

【請求項6】

下方端部(10)と上方端部(9)を備え、第1の構成部材(4)を第2の構成部材(5)と接続するためのボルト(6)であって、

前記ボルト(6)は孔部(24)を有する形式のボルトとし、
前記孔部(24)にはヒートパイプ(23)が配置されており、該ヒートパイプ(23)
は媒体(12)が充填されるように構成されているボルト。

【請求項7】

請求項6記載のボルト(6)であって、
前記孔部(24)は毛細管(26)を有するボルト。

【請求項8】

請求項6記載のボルト(6)であって、
前記孔部(24)は、上方端部(9)から下方端部(10)まで貫通して形成されており、前記ヒートパイプ(23)は前記下方端部(10)を越えて突出しているボルト。

【請求項9】

請求項6、7または8記載のボルト(6)であって、
前記ヒートパイプ(23)は、前記上方端部(9)を越えて突出しているボルト。

【請求項10】

請求項1から9のいずれか一項に記載のボルト(6)であって、
ねじ付きロッド(16)とナット(17)を有するボルト。

【請求項11】

請求項1から10のいずれか一項に記載のボルト(6)であって、
媒体(12)として液体ナトリウムまたは液体カリウムを備えるボルト。
材料X19CrMoVN11-1、または21CrMoV5-7、またはナイモニック
(米国INCO社の登録商標)から作製されたボルト。

【請求項13】

請求項1から12のいずれか一項に記載のボルト(6)であって、
150から800mmの長さを有するボルト。

【請求項14】

請求項1から13のいずれか一項に記載のボルト(6)であって、
DIN規格(ドイツ連邦規格)でM56からM180の間のねじを備えるボルト。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

大きさに関しては、ボルトの長さが150から800mmであり、ねじはDIN規格(ドイツ連邦規格)でM56からM180の間であると有利である。